

第80回国民体育大会
青森県準備委員会

設立総会・第1回総会



平成28年8月31日（水）
ホテル青森 3階 孔雀の間

第80回国民体育大会青森県準備委員会 設立総会・第1回総会資料目次

○会次第	P. 1
<設立総会>	
○第80回国民体育大会準備経過	P. 2
○第80回国民体育大会開催準備全体スケジュール	P. 3
○第1号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会設立趣旨（案）	P. 4
○第2号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会会則（案）	P. 5
○第80回国民体育大会青森県準備委員会組織構成図	P. 9
○第3号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会役員（案）	P.10
○第80回国民体育大会青森県準備委員会委員等名簿	P.11
<第1回総会>	
○第1号議案 第80回国民体育大会開催基本方針（案）	P.18
○第2号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会 平成28年度事業計画（案）	P.19
○第3号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会 平成28年度収支予算（案）	P.20
○第4号議案 総会から常任委員会への委任事項（案）	P.21
<参考資料>	
○参考資料1 青森県国体検討懇話会検討結果報告書（抜粋）	P.22
○参考資料2 国民体育大会開催基準要項及び細則（抜粋）	P.31

第80回国民体育大会青森県準備委員会 設立総会・第1回総会 次第

日時：平成28年8月31日（水）13：30～14：30

場所：ホテル青森 3階 孔雀の間

1 開 会

○あいさつ 青森県知事 三村 申吾

2 設立総会

○説明事項 第80回国民体育大会準備経過及び開催準備全体スケジュール

○第1号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会設立趣旨（案）

○第2号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会会則（案）

○第3号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会役員（案）

3 第1回総会

○第1号議案 第80回国民体育大会開催基本方針（案）

○第2号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会平成28年度事業計画（案）

○第3号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会平成28年度収支予算（案）

○第4号議案 総会から常任委員会への委任事項（案）

4 閉 会

設立総会

第 8 0 回 国 民 体 育 大 会 準 備 経 過

年 月 日	内 容
平成 2 5 年 6 月 2 4 日	公益財団法人青森県体育協会（以下「県体育協会」とする。）が、平成 3 7 年に開催の第 8 0 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出。
平成 2 6 年 6 月 2 8 日 ～平成 2 7 年 7 月 2 3 日	県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）。
8 月 2 6 日	青森県国体検討懇話会の検討結果報告書について、同懇話会座長が知事及び教育長に報告。
9 月 1 0 日	平成 2 7 年度第 2 回青森県総合教育会議において、第 8 0 回国民体育大会本大会の招致について知事と教育委員会が協議。
9 月 1 8 日	平成 2 7 年 9 月青森県議会第 2 8 3 回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が平成 3 7 年に開催される第 8 0 回国民体育大会本大会の本県招致について表明。
1 0 月 9 日	同上定例会において、県議会が「第 8 0 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決。
1 1 月 2 0 日	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出。
平成 2 8 年 1 月 1 3 日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）。
4 月 1 日	県教育庁スポーツ健康課内に国体準備室を設置（5 名体制）。

第80回国民体育大会開催準備全体スケジュール

逆年	年度	手続・業務など	推進組織等	
			委員会等	事務局
10年前	平成27年 (2015)	内々定 (H28. 1. 13) (開催申請書提出順序の了解)		
9年前	平成28年 (2016)		準備委員会設立	教育庁 スポーツ健康課 国体準備室
8年前	平成29年 (2017)	会場地選定	総会、 常任委員会、 各専門委員会 の開催	各専門委員会 随時設置
7年前	平成30年 (2018)			
6年前	平成31年 (2019)	中央競技団体 正規視察		組織、 体制の充実・ 強化
5年前	平成32年 (2020)	内 定 開催申請書提出		
4年前	平成33年 (2021)			
3年前	平成34年 (2022)	決 定 会場地総合視察 (日体協・文科省)	国体・障害者スポーツ大会 実行委員会	
2年前	平成35年 (2023)			
1年前	平成36年 (2024)	リハーサル大会		
開催年	平成37年 (2025)	第80回国民体育大会 (9月中旬～10月中旬：11日間以内 ※3年前に決定)		
		第25回全国障害者スポーツ大会 (10月中旬～11月上旬：3日間以内)		

第80回国民体育大会青森県準備委員会設立趣旨（案）

第80回国民体育大会本大会の招致については、県議会をはじめ、公益財団法人青森県体育協会等のスポーツ関係団体、関係各位の御尽力により、平成28年1月、公益財団法人日本体育協会から開催申請書提出順序の了解通知を受け、平成37年の本県開催が事実上の決定をみたところであります。

国民体育大会は、昭和21年の第1回大会以来、わが国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るなど、明るく豊かな国民生活の発展に寄与してきました。

本県においては、昭和52年に「心ゆたかに 力たくましく」をスローガンに第32回大会「あすなる国体」を開催し、「県民総参加の国体」を合言葉に、県民一丸となって結集し、大会を成功に導いたことは、本県のスポーツ振興はもとより、その後の県勢の発展にも大きく貢献してきました。

平成37年の本県での国民体育大会の開催は、2万人を超える選手・監督をはじめ、数十万人と想定される来県者が見込まれ、本県の自然・歴史・文化・食・物産等のあらゆる魅力を広く国民に伝える機会であると同時に、スポーツによる地域の活性化やスポーツを通じた健康づくりの推進、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、本県にとって新たな活力の創出に繋がり、よりよい青森県をつくる大きな原動力となります。まさに、本県が目指す姿の一つである「スポーツが盛んな青森県」に直結する意義のある大会であります。

この国民体育大会を成功させるためには、関係機関・団体、市町村並びに県が一丸となって、県民力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。

よって、ここに各分野の代表者の参画を得て、第80回国民体育大会青森県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

第80回国民体育大会青森県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第80回国民体育大会青森県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第80回国民体育大会（以下「大会」という。）を青森県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- （2）大会における実施競技及び会場地市町村に関すること。
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- （4）大会開催及び準備に係る経費に関すること。
- （5）関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 7名以内
- （3）常任委員 60名以内
- （4）監 事 3名以内

（役員を選任）

第6条 準備委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

（役員職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権

限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

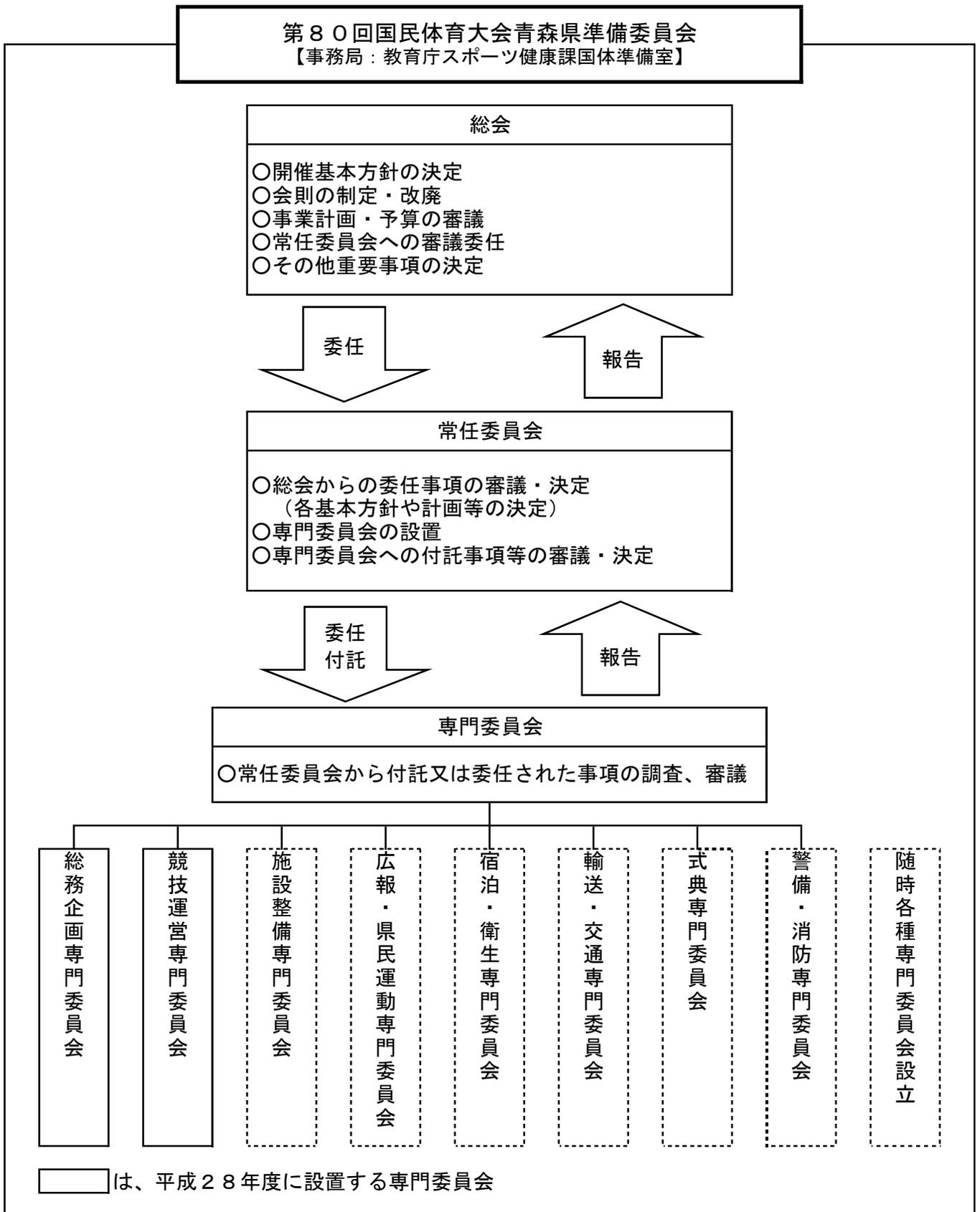
2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成28年 月 日から施行する。

2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

第80回国民体育大会青森県準備委員会組織構成図



第80回国民体育大会青森県準備委員会役員(案)

会長 1名、副会長 7名、常任委員 53名、監事 3名

(敬称略)

NO	役職	選出区分	機関・団体名及び役職	氏名	
1	会長	県	青森県知事	三村 申吾	
2	副会長	県議会	青森県議会議長	清水 悦郎	
3			青森県副知事	青山 祐治	
4		県	青森県副知事	佐々木 郁夫	
5			青森県教育委員会委員長	豊川 好司	
6			公益財団法人青森県体育協会会長	蝦名 武	
7			青森県市長会会長	鹿内 博豊	
8			青森県町村会会長	吉田	
9	常任委員	県議会	青森県議会副議長	工藤 兼光	
10			青森県議会総務企画危機管理委員会委員長	阿部 広悦	
11			青森県議会環境厚生委員会委員長	越前 陽悦	
12			青森県議会農林水産委員会委員長	夏堀 浩一	
13			青森県議会商工労働観光エネルギー委員会委員長	丸井 裕	
14			青森県議会文教公安委員会委員長	森内 之保留	
15			青森県議会建設委員会委員長	熊谷 雄一	
16			青森県スポーツ推進議員連盟会長	清水 悦郎	
17		県	青森県病院事業管理者	吉田 茂昭	
18			青森県教育委員会教育長	中村 充	
19			青森県警察本部長	大塚 泰博	
20			青森県総務部長	田中 良斉	
21			青森県企画政策部長	原田 啓一	
22			青森県環境生活部長	鈴木 日登美	
23			青森県健康福祉部長	一戸 和成	
24			青森県商工労働部長	葛西 崇一	
25	青森県農林水産部長		油川 潤		
26	青森県県土整備部長		鈴木 潔		
27	青森県危機管理局長		林 哲夫		
28	青森県観光国際戦略局長		高坂 幹		
29	青森県エネルギー総合対策局長	八戸 良城			
30	県体協	公益財団法人青森県体育協会副会長	春藤 英徳		
31		公益財団法人青森県体育協会副会長	長崎 昭義		
32		公益財団法人青森県体育協会副会長	奥 静子		
33		公益財団法人青森県体育協会副会長	岡村 良久		
34		公益財団法人青森県体育協会副会長	神山 久志		
35		公益財団法人青森県体育協会副会長	江渡 光夫		
36		公益財団法人青森県体育協会副会長	大沢 陽子		
37		公益財団法人青森県体育協会副会長	澤内 和興		
38	スポーツ	青森県スポーツ推進審議会会長	柳谷 透		
39		青森県スポーツ推進委員協議会会長	蝦名 文昭		
40		特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟会長	相馬 錫一		
41	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会理事長	高杉 勝彦			
42	市町村議会	青森県市議会議長会会長	吉田 淳		
43		青森県町村議会議長会会長	澤口 勝		
44	市町村	青森県市町村教育委員会連絡協議会会長	成田 一二三		
45	学校	青森県中学校体育連盟会長	木村 聖一		
46		青森県高等学校体育連盟会長	山口 龍城		
47		青森県小学校長会会長	須藤 清明		
48		青森県中学校長会会長	小林 弘和		
49		青森県高等学校長協会会長	成田 昌造		
50		青森県私立中学高等学校長協会会長	千葉 満		
51	産業・経済	青森県商工会議所連合会会長	若井 敬一郎		
52		青森県商工会連合会会長	竹林 秋雄		
53		青森県中小企業団体中央会会長	蝦名 文昭		
54		一般社団法人青森県経営者協会会長	沼田 廣		
55		青森県経済同友会代表幹事	杉本 康雄		
56		公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長	類家 徳久		
57	通信・輸送	公益社団法人青森県バス協会会長	工藤 清		
58		公益社団法人青森県観光連盟理事長	大黒 裕明		
59	宿泊・観光	公益社団法人青森県医師会会長	齊藤 勝		
60		医療・福祉	社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長	前田 保	
61	社会団体等	青森県地域婦人団体連合会会長	向井 麗子		
62	監事	県	青森県会計管理者	八桁 幸男	
63			市町村	青森県市長会事務局長	三上 金藏
64			青森県町村会事務局長	小笠原 靖介	

第80回国民体育大会青森県準備委員会委員等名簿

会長（◎） 1名、副会長（○） 7名

区分	NO	機関・団体名及び役職
会長	1	◎青森県知事
副会長	1	○青森県議会議長
	2	○青森県副知事
	3	○青森県副知事
	4	○青森県教育委員会委員長
	5	○公益財団法人青森県体育協会会長
	6	○青森県市長会会長
	7	○青森県町村会会長

委員 221名 ※常任委員（◇） 53名

区分	NO	機関・団体名及び役職
県議会	1	◇青森県議会副議長
	2	◇青森県議会総務企画危機管理委員会委員長
	3	◇青森県議会環境厚生委員会委員長
	4	◇青森県議会農林水産委員会委員長
	5	◇青森県議会商工労働観光エネルギー委員会委員長
	6	◇青森県議会文教公安委員会委員長
	7	◇青森県議会建設委員会委員長
	8	◇青森県スポーツ推進議員連盟会長
県	1	◇青森県病院事業管理者
	2	◇青森県教育委員会教育長
	3	◇青森県警察本部長
	4	◇青森県総務部長
	5	◇青森県企画政策部長
	6	◇青森県環境生活部長
	7	◇青森県健康福祉部長
	8	◇青森県商工労働部長
	9	◇青森県農林水産部長
	10	◇青森県県土整備部長
	11	◇青森県危機管理局長
	12	◇青森県観光国際戦略局長
	13	◇青森県エネルギー総合対策局長
	14	東青地域県民局長
	15	中南地域県民局長
	16	三八地域県民局長
	17	西北地域県民局長
	18	上北地域県民局長
	19	下北地域県民局長
	20	青森県労働委員会事務局長
	21	青森県議会議務局長
	22	青森県人事委員会事務局長
	23	青森県監査委員事務局長
	24	青森県東京事務所長
県体協	1	◇公益財団法人青森県体育協会副会長
	2	◇公益財団法人青森県体育協会副会長

区分	NO	機関・団体名及び役職
県体協	3	◇公益財団法人青森県体育協会副会長
	4	◇公益財団法人青森県体育協会副会長
	5	◇公益財団法人青森県体育協会副会長
	6	◇公益財団法人青森県体育協会副会長
	7	◇公益財団法人青森県体育協会副会長
	8	◇公益財団法人青森県体育協会副会長
スポーツ	1	◇青森県スポーツ推進審議会会長
	2	◇青森県スポーツ推進委員協議会会長
	3	◇特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟会長
	4	◇特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会理事長
	5	一般財団法人青森陸上競技協会会長
	6	青森県水泳連盟会長
	7	一般社団法人青森県サッカー協会会長
	8	青森県テニス協会会長
	9	青森県ホッケー協会会長
	10	青森県ボート協会会長
	11	青森県ボクシング連盟会長
	12	青森県バレーボール協会会長
	13	青森県体操協会会長
	14	青森県バスケットボール協会会長
	15	青森県レスリング協会会長
	16	青森県セーリング連盟会長
	17	青森県ウエイトリフティング協会会長
	18	青森県ハンドボール協会会長
	19	青森県自転車競技連盟会長
	20	青森県ソフトテニス連盟会長
	21	青森県卓球連盟会長
	22	青森県軟式野球連盟会長
	23	青森県相撲連盟会長
	24	青森県馬術連盟会長
	25	青森県フェンシング協会会長
	26	青森県柔道連盟会長
	27	青森県ソフトボール協会会長
	28	青森県バドミントン協会会長
	29	青森県弓道連盟会長
	30	青森県ライフル射撃協会会長
	31	青森県剣道連盟会長
	32	青森県ラグビーフットボール協会会長
	33	青森県山岳連盟会長
	34	青森県カヌー協会会長
	35	青森県アーチェリー協会会長
	36	青森県空手道連盟会長
	37	青森県銃剣道連盟会長
	38	青森県クレール射撃協会会長
	39	青森県なぎなた連盟会長
	40	青森県ボウリング連盟会長
	41	青森県ゴルフ連盟理事長
	42	青森県トライアスロン協会会長

区分	NO	機関・団体名及び役職
スポーツ	43	青森県高等学校野球連盟会長
	44	一般財団法人青森県スキー連盟会長
	45	青森県スケート連盟会長
	46	青森県アイスホッケー連盟会長
	47	青森県綱引連盟会長
	48	青森県ゲートボール協会会長
	49	青森県パワーリフティング協会会長
	50	青森県グラウンドゴルフ協会会長
	51	青森県武術太極拳連盟会長
	52	青森県スポーツ少年団本部長
	53	青森県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
市町村議会	1	◇青森県市議会議長会会長
	2	◇青森県町村議会議長会会長
市町村	1	◇青森県市町村教育委員会連絡協議会会長
	2	青森市長
	3	弘前市長
	4	八戸市長
	5	黒石市長
	6	五所川原市長
	7	十和田市長
	8	三沢市長
	9	むつ市長
	10	つがる市長
	11	平川市長
	12	平内町長
	13	今別町長
	14	蓬田村長
	15	外ヶ浜町長
	16	鱒ヶ沢町長
	17	深浦町長
	18	西目屋村長
	19	藤崎町長
	20	大鰐町長
	21	田舎館村長
	22	板柳町長
	23	鶴田町長
	24	中泊町長
	25	野辺地町長
	26	七戸町長
	27	六戸町長
	28	横浜町長
	29	東北町長
	30	六ヶ所村長
	31	おいらせ町長
	32	大間町長
	33	東通村長
	34	風間浦村長
	35	佐井村長

区分	NO	機関・団体名及び役職
市町村	36	三戸町長
	37	五戸町長
	38	田子町長
	39	南部町長
	40	階上町長
	41	新郷村長
学校	1	◇青森県中学校体育連盟会長
	2	◇青森県高等学校体育連盟会長
	3	◇青森県小学校長会会長
	4	◇青森県中学校長会会長
	5	◇青森県高等学校長協会会長
	6	◇青森県私立中学高等学校長協会会長
	7	弘前大学学長
	8	青森県立保健大学学長
	9	青森公立大学学長
	10	青森大学学長
	11	青森中央学院大学学園長
	12	青森明の星短期大学学長
	13	東北女子大学学長
	14	弘前学院大学学長
	15	弘前医療福祉大学学長
	16	八戸学院大学学長
	17	八戸工業大学学長
	18	北里大学獣医学部長
	19	青森県専修学校各種学校連合会会長
国	1	東北運輸局青森運輸支局長
	2	東北地方整備局青森河川国道事務所長
	3	東北地方整備局津軽ダム工事事務所長
	4	第二管区海上保安部青森海上保安部長
	5	第二管区海上保安部八戸海上保安部長
	6	仙台管区気象台青森地方気象台長
	7	自衛隊青森地方協力本部長
産業・経済	1	◇青森県商工会議所連合会会長
	2	◇青森県商工会連合会会長
	3	◇青森県中小企業団体中央会会長
	4	◇一般社団法人青森県経営者協会会長
	5	◇青森経済同友会代表幹事
	6	◇公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長
	7	東北電力株式会社青森支店長
	8	一般社団法人青森県銀行協会会長
	9	青森県信用金庫協会会長
	10	青森県農業協同組合中央会会長
	11	青森県森林組合連合会代表理事会長
	12	青森県漁業協同組合連合会代表理事会長
	13	一般社団法人青森県建設業協会会長
通信・輸送	1	◇公益社団法人青森県バス協会会長
	2	一般社団法人青森県タクシー協会会長
	3	公益社団法人青森県トラック協会会長

区分	NO	機関・団体名及び役職	
通信・輸送	4	ヤマト運輸株式会社青森主管支店長	
	5	東日本電信電話株式会社青森支店長	
	6	日本航空株式会社青森支店長	
	7	全日本空輸株式会社販売事業本部青森営業所長	
	8	株式会社フジドリームエアラインズ青森空港支店長	
	9	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社長	
	10	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長	
	11	弘南鉄道株式会社代表取締役社長	
	12	津軽鉄道株式会社代表取締役社長	
	13	青い森鉄道株式会社代表取締役社長	
	14	東日本高速道路株式会社東北支社青森管理事務所長	
	15	東日本高速道路株式会社東北支社八戸管理事務所長	
	宿泊・観光	1	◇公益社団法人青森県観光連盟理事長
		2	一般社団法人青森県食品衛生協会会長
		3	公益社団法人青森県栄養士会会長
4		一般社団法人青森県調理師会会長	
5		一般社団法人青森県旅行業協会会長	
6		青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	
医療・福祉	1	◇公益社団法人青森県医師会会長	
	2	◇社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長	
	3	一般社団法人青森県歯科医師会会長	
	4	一般社団法人青森県薬剤師会会長	
	5	公益社団法人青森県獣医師会会長	
	6	公益社団法人青森県看護協会会長	
	7	日本赤十字社青森県支部長	
	8	青森県スポーツドクターの会会長	
警備・消防	1	公益財団法人青森県消防協会会長	
	2	公益社団法人青森県防犯協会連合会会長	
	3	一般財団法人青森県交通安全協会会長	
	4	一般社団法人青森県警備業協会会長	
文化・芸術	1	一般社団法人青森県文化振興会議理事長	
	2	青森県立美術館館長	
	3	青森県高等学校文化連盟会長	
社会団体等	1	◇青森県地域婦人団体連合会会長	
	2	青森県PTA連合会会長	
	3	青森県高等学校PTA連合会会長	
	4	青森県私立高等学校保護者会連合会会長	
	5	日本ボーイスカウト青森県連盟連盟長	
	6	一般社団法人ガールスカウト青森県連盟連盟長	
	7	公益財団法人青森県老人クラブ連合会会長	
	8	青少年育成青森県民会議会長	
	9	一般社団法人青森県子ども会育成連合会会長	
	10	公益社団法人青森県緑化推進委員会理事長	

顧問 8 名

区分	NO	機関・団体名及び役職
国会議員	1	衆議院議員
	2	衆議院議員
	3	衆議院議員
	4	衆議院議員
	5	衆議院議員
	6	衆議院議員
	7	参議院議員
	8	参議院議員

参与 61 名

区分	NO	機関・団体名及び役職
県議会	1	青森県議会議員
	2	青森県議会議員
	3	青森県議会議員
	4	青森県議会議員
	5	青森県議会議員
	6	青森県議会議員
	7	青森県議会議員
	8	青森県議会議員
	9	青森県議会議員
	10	青森県議会議員
	11	青森県議会議員
	12	青森県議会議員
	13	青森県議会議員
	14	青森県議会議員
	15	青森県議会議員
	16	青森県議会議員
	17	青森県議会議員
	18	青森県議会議員
	19	青森県議会議員
	20	青森県議会議員
	21	青森県議会議員
	22	青森県議会議員
	23	青森県議会議員
	24	青森県議会議員
	25	青森県議会議員
	26	青森県議会議員
	27	青森県議会議員
	28	青森県議会議員
	29	青森県議会議員
	30	青森県議会議員
	31	青森県議会議員
	32	青森県議会議員
	33	青森県議会議員
	34	青森県議会議員
	35	青森県議会議員
	36	青森県議会議員

区分	NO	機関・団体名及び役職
県議会	37	青森県議会議員
	38	青森県議会議員
	39	青森県議会議員
	40	青森県議会議員
県	1	青森県教育委員会委員長職務代行者
	2	青森県教育委員会委員
	3	青森県教育委員会委員
	4	青森県教育委員会委員
報道	1	株式会社朝日新聞社青森総局長
	2	株式会社毎日新聞社青森支局長
	3	株式会社読売新聞社青森支局長
	4	株式会社産経新聞社青森支局長
	5	株式会社日本経済新聞社青森支局長
	6	株式会社共同通信社青森支局長
	7	株式会社時事通信社青森支局長
	8	株式会社東奥日報社代表取締役社長
	9	株式会社陸奥新報社代表取締役社長
	10	株式会社デーリー東北新聞社代表取締役社長
	11	株式会社河北新報社青森総局長
	12	日本放送協会青森放送局長
	13	青森放送株式会社代表取締役社長
	14	株式会社青森テレビ代表取締役社長
	15	青森朝日放送株式会社代表取締役社長
	16	株式会社エフエム青森代表取締役社長
	17	株式会社フジテレビジョン報道局青森支局長

監事3名

区分	NO	機関・団体名及び役職
県	1	青森県会計管理者
市町村	1	青森県市長会事務局長
	2	青森県町村会事務局長

計301名

第 1 回総会

第80回国民体育大会開催基本方針（案）

1 基本方針

第80回国民体育大会は、本県で48年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加により青森県らしさあふれる大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により、簡素・効率化を図るとともに、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となるよう大会終了後も見据えた取組も推進します。

この大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりに取り組むことにより健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、また、本県を訪れる多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど、「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指します。

2 実施目標

（1）スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につく、スポーツが地域に定着する大会とします。

（2）自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とします。

（3）来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とします。

第80回国民体育大会青森県準備委員会 平成28年度事業計画（案）

第80回国民体育大会青森県準備委員会の平成28年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種基本方針等の策定
- (2) 開催準備総合計画の策定
- (3) 会場地市町村の選定
- (4) 専門委員会の設置
- (5) 競技施設基準の策定
- (6) その他開催準備業務の推進

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 市町村・競技団体担当者会議

3 各種調査の実施

- (1) 市町村ヒアリング・競技団体ヒアリング
- (2) 先催県の情報収集

4 協議・連絡調整の実施

公益財団法人日本体育協会及び関係機関・団体との連絡調整

第80回国民体育大会青森県準備委員会
平成28年度収支予算（案）

第80回国民体育大会青森県準備委員会の平成28年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	説 明
負担金	6, 0 1 8	青森県負担金
合 計	6, 0 1 8	

2 支出の部

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	説 明
事業費	3, 6 5 4	常任委員会・専門委員会等会議開催経費、大会啓発費
事務局費	2, 3 6 4	事務局運営費
合 計	6, 0 1 8	

総会から常任委員会への委任事項（案）

第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会会則第 1 1 条第 4 項第 5 号の規定に基づき常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備計画に関すること
- 5 大会実施競技の選定に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び県民運動に関すること
- 9 宿泊及び衛生に関すること
- 1 0 輸送及び交通に関すること
- 1 1 医療救護、消防防災及び警備に関すること
- 1 2 式典の企画及び運営に関すること
- 1 3 その他開催準備に関すること

検討結果報告書

(抜粋)

平成27年8月
青森県国体検討懇話会

目 次

1	はじめに	P. 24
2	本県で国体を開催する意義	P. 25
3	国体開催にあたっての課題、対処方法	P. 26
	3.1 人財育成	
	3.2 施設整備	
	3.3 開催経費	
	3.4 県民参加のあり方	
	3.5 市町村、関係団体との協力	
4	本県独自の国体像	P. 29
5	おわりに	P. 30

1 はじめに

国民体育大会は、昭和 21 年に京都を中心とした京阪神地域で第 1 回が開催されて以来、都道府県持ち回りで開催されている国内最大のスポーツの祭典であり、国民の健康増進と体力向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展等に寄与してきた。

本県においても昭和 52 年に第 32 回国民体育大会「あすなる国体」が、初の完全国体（冬季、夏・秋季の全種目を同一県内で開催）により県内各地で開催された。本県のスポーツ振興に多大な影響を与えるとともに、完全国体を成し遂げた県民の自信と誇りは、その後の県勢発展の大きな原動力となった。

しかし、あすなる国体以後の 30 数年間で、国内は長期にわたる経済の停滞により地方自治体の財政状況が厳しさを増すなど、国体を取り巻く環境は大きく変化してきた。そのようなことから、公益財団法人日本体育協会は、国民体育大会委員会において大会の充実・活性化、大会運営の簡素・効率化等、国体のあり方について抜本的な見直しや改善策を検討するなど、様々な改革を進めながら国体が開催されてきているところである。

そのような中、平成 25 年 6 月に、公益財団法人青森県体育協会から県、県教育委員会並びに県議会に対し、「平成 37 年に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書」が提出されたことから、開催の是非を含めた「青森県らしい国体のあり方」等を検討するため、県教育委員会により青森県国体検討懇話会が設置されるに至った。

本懇話会は、上記のような経緯を踏まえ、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 カ年にわたって計 6 回の会議を開催し、様々な視点から議論を重ねた。国体の開催は人づくり、地域づくり、未来づくりという視点から県民にとって有意義であり、そして、青森県らしい国体の開催をひとつの目標として県民が一体となって取り組むことが、地域の活力を生むとともに現在および将来的に直面する課題の解決を可能とし、青森県の発展に繋がるという結論を得たのでここに報告する。

2 本県で国体を開催する意義

あすなる国体の開催は、本県にとってスポーツの振興やスポーツの社会的地位の向上、スポーツ施設の充実等の意義があった。その後、30 数年が経過する中で、本県を取り巻く状況は変化してきており、これに伴い本県で国体を開催するためには、現状に即した意義を明らかにする必要がある。

このようなことから、本県で国体を開催する意義について「国体は本県に何をもたらすのか」、「開催後の本県に何を残せるのか」、といった視点により検討を行い、次のとおり整理した。

スポーツによる地域の活性化

人口減少や平均寿命全国最下位という状況の中で国体を開催することは、県民が年間を通してスポーツに親しむことや、スポーツを通じた健康づくりや生きがいがづくりにつながり、ひいては、健康寿命の延伸をもたらす。

また、多くの県民が国体の準備段階から参画することにより、各地域における住民同士の結束力が高まるなど、コミュニティの再生が図られる。さらには、各地域を訪れる参加者など大会関係者との新たな交流が展開されるなど、地域の活性化に結び付く。

新たな競技力向上体制の構築・維持・発展

国体の男女総合成績が低迷している中で、国体開催に向けて、選手育成の指導方法を新たに検討・実践するなど、本県の競技力を向上・維持・発展させる体制を構築することにより、国体開催後も継続して優秀な選手を輩出することができる。

次代を担う子どもたちへ夢や希望を与える場の提供

子どもの人口が減少し、更に体力の低下が問題となっている中で国体を開催することは、次代を担う子どもたちが、トップアスリートの競技を間近で見たり、総合開・閉会式や各競技会に何らかの形で参加したりできる絶好の機会となる。その経験を通して、子どもたちはスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの素晴らしさを実感するとともに、夢や希望や勇気を抱き、将来にわたって強くたくましく生きていく力を身に着けることができる。

本県のあらゆる魅力の発信

国体には、全国各地から数多くの選手・監督・役員・応援者等が参加することから、そのような来県者に対し、本県の自然・歴史・文化・食・物産等の魅力ある観光資源を情報発信することにより、本県が再認識され、これまで以上により多くの人々が本県を再び訪れる契機となる。

3 国体開催にあたっての課題、対処方法

国体の開催には、様々な分野での課題があり、どのような対処方法があるかを明らかにしておく必要があることから、各分野における課題、対処方法について、次のとおり整理した。

3.1 人財育成

3.1.1 大会に関わる人財の育成

(1) 競技力向上

①競技力目標

- 「開催県にふさわしい成績を収める」という方向性を定め、競技力向上を図るほか、子どもの体力向上や県民の健康づくりなどのスポーツ振興にも幅広く取り組むことが大事である。
- 国体開催後を見据えた目標設定とすることが大事である。また、招致が決まった際にはできるだけ早い時期での設定が必要である。

②選手の育成・強化

- 競技人口の底辺の拡大を図るとともに、低年齢層からの一貫した指導体制が専門的指導者により確立されることで、隙間のない選手の育成・強化が行われることが大事である。
- 各競技団体が各年代の長期・中期・短期の計画を作成し、着実に実行していく必要がある。
- 学校では児童生徒が減少し、部活動での指導が困難な場合もあるため、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、育成・強化を行っていく必要がある。

③指導者の育成・確保

- 各競技団体が、本県の競技レベルを把握した上で、選手の育成・強化策を考える際、それに必要な指導者の育成・確保を考えることが大事である。また、県外の優秀な指導者の確保方法についても検討する必要がある。
- 全国や世界で活躍した本県出身の選手が、その後、本県において指導者として活躍できるようにするためには、県内の経済団体や県体協などの協力等が必要である。
- 学校現場でのスポーツを指導できる教員の充実や、外部人材の活用について検討する必要がある。

(2) 大会運営

- 県、会場地市町村及び競技団体等が、早期に連携し、大会運営の方針について共通理解のもとで、競技役員の育成、ボランティアの養成をする必要がある。
- 会場地市町村と競技団体が定期的に会議を開催するなど、情報共有や共通理解を図ることが大事である。

3.1.2 その他人財の育成

- スポーツをする子としない子の二極化が進んでいるため、国体開催を契機に、小さい頃からスポーツに接する機会を設けることでスポーツ活動や体力づくりの充実を図り、将来のスポーツの実施率向上に繋げるといった取組が必要である。

3.2 施設整備

- 競技会の開催に積極的な市町村については、施設整備も含め優先的に開催できるよう配慮する必要がある。
- 財政規律を守りながら必要最小限の施設を県として整備する必要がある。
- 県内で実施可能な施設が無い競技*の施設整備については、国体開催後の活用が期待できない場合は、隣県等の施設を借用するなど検討する必要がある。

*県内で実施可能な施設が無い競技

国体の正式競技、特別競技の施設基準に照らし合わせたところ、県内で実施可能な施設が無い競技は、水泳、ボート、ホッケー、ハンドボール、馬術、ライフル射撃（ピストル）、クレー射撃及びスキージャンプの8競技である。

3.3 開催経費

- 競技者の競技力向上や競技役員の育成、ボランティアの養成等の人財育成に取り組むことが大事であり、開催経費が施設整備に偏らないように配慮する必要がある。
- 協賛金、寄付金等を募集する場合には、寄付等をしたことによる利点や大会に参加していると自覚できる仕組みを作ることにより、県民全体の盛り上がりにつなげる必要がある。
- ふるさと納税制度等の様々な寄付金制度を利用、創設することにより、県民や全国の青森県ゆかりの人々からも国体開催に向けた応援を得ることが大事である。

3.4 県民参加のあり方

- 地域一丸となって、競技会の運営に参画し、さらに来県者をもてなすなど、地域全体で達成感を得ることにより、地域コミュニティが再生され、地域力が向上することが大事である。
- 競技者や大会役員以外の多くの県民が、積極的、自発的に参加することが大事であり、青森県らしい取組について県と市町村が連携して考え、推進していく必要がある。
- 子どもたちが、国体の運営や応援等、様々な関わりに参加することで、充実感・達成感を持つことにより、一人ひとりの将来に繋がるのが大事であり、あらゆる場面での参加について検討する必要がある。
- 大学生の力を取り入れることも大事であり、広報活動を行うボランティアチームを作るなど、活用について検討する必要がある。
- 既存の優秀な活動をする企業やNPO、町内会等が参加できるような、環境・美化運動等の地域づくりに取り組んでいく必要がある。
- スポーツに関心が薄い人にも、国体を通してスポーツへの興味・関心を喚起する。また、スポーツの価値が認識されるよう取り組んでいく必要がある。
- 様々な国体関連事業に関するネーミングライツの募集や企画・運営に参画させる方法等、企業をはじめとした民間活力を活用していく必要がある。

3.5 市町村、関係団体との協力

- 市町村に国体開催が好機であると捉えていただくためには、国体開催が地域づくり、人づくり、未来づくりをする上で大事な機会であるということを示す必要がある。
- 何らかの形で国体に関わりたいという市町村の自発的な協力を大事にしながら取り組む必要がある。
- 競技会の開催や県民運動の推進のために、各市町村においてもスポーツ団体や町内会等の様々な関係者からなる横断的な協力母体を組織化する必要がある。
- 会場地市町村での競技会の運営においては、ボランティアの協力が必要であり、県全体として、ボランティアの育成を図ることが必要である。
- 各競技の試合や国体の準備状況等を広く県民へ周知することが大事であり、情報発信のためにはマスメディアとの協力が必要である。

4 本県独自の国体像

国体の開催に当たっては、人財育成等の様々な課題を克服した上で、本県にとっての意義を見出し、「本県独自の国体像」を目指す必要がある。

そのようなことから、当懇話会では、

- ①地域へのスポーツの定着
- ②感動の創出
- ③地域の活性化
- ④県民一人ひとりの主体的な取組み
- ⑤県民の元気な姿
- ⑥本県の魅力のアピール

といったキーワードを基に検討し、次の3点を国体像として掲げることとしたものである。

スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につき、スポーツが地域に定着する。

自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる。

来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する。

5 おわりに

「雪が吹きすさび、樹々も凍りつく北国の冬。それは長くきびしい。しかし、春への力をたくわえ、希望がふくらむ季節でもある。」これは、あすなる国体秋季大会開会式の集団演技冒頭の内容である。

本州最北端に位置する本県は、厳しい季節とそれに耐えるからこそ享受できる美しい自然に囲まれながら、先人達の培ってきた伝統や文化、知恵等により、発展してきた。

本県は今、人口減少、地域経済の低迷、平均寿命の全国最下位といった難題を抱えており、県や各市町村において、問題解決のために様々な取組が行われているところである。

このような中で、本県で国体が開催されることは、県民のスポーツに対する興味・関心を高めるほか、スポーツによる地域の活性化やスポーツを通じた健康づくりの推進、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、本県にとって、新たな活力の創出に繋がるという意味で、大いに意義があると確信する。

また、本年10月にスポーツ庁が創設されることが決定しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、これまで以上に幅広い分野でのスポーツ振興がより一層図られることは確実である。

これら国体開催の意義や国内のスポーツを取り巻く状況が及ぼす様々な効果や影響は、本県が取り組む課題解決の追い風となり、「スポーツが盛んな青森県*」の実現にも近づくことが期待できる。

国体は単なるスポーツイベントではない。また、単に成功して終了となるイベントでもない。準備段階から県民が一丸となって取り組み、大会を成功に導くことにより得られる一体感や達成感は、本県の明日の活力の源となり、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となる。

以上のようなことから、当懇話会では、平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会を招致することが望ましいという結論に至ったものである。

あわせて、本県のこれまでのスポーツ大会の開催実績や年間を通してスポーツに親しむことにより健康長寿にも繋がるなどの本県のスポーツ振興を考えれば、同年に冬季国体を開催することにより、あすなる国体と同様、完全国体とすることについても強く期待したい。

については、県に招致について早期の意志決定をしていただき、開催により得られる効果や影響を最大限に活用し、よりよい青森県になることを切に希望する。

***スポーツが盛んな青森県**（青森県基本計画 未来を変える挑戦より）

県民は子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しんでいます。

また、青森県は、全国大会などで活躍する選手やスポーツ活動を支える人財などを多く輩出しています。

さらに、こうした人財が活躍し、県内外から人が集まる交流拠点となっているとともに、各地域が活性化しています。

国民体育大会

開催基準要項
開催基準要項細則

(平成 27 年 12 月 10 日)

抜粋



目 次

○国民体育大会開催基準要項	P.33
○国民体育大会における実施競技について	P.47
○国民体育大会公開競技実施基準	P.48
○国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準	P.49
○国民体育大会における実施競技区分の概念図	P.50
○国民体育大会実施競技の分類	P.51
○国民体育大会開催基準要項細則	P.53
○国民体育大会施設基準	P.66
○国民体育大会実施競技及び参加人員	P.68
○文化プログラム実施基準	P.72

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
- 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会
第○回国民体育大会冬季大会○○競技会
- 2) 本大会
第○回国民体育大会○○競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会:12月～2月末日

② 本大会:9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会:5日間以内

② 本大会:11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日体協が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日体協及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(53頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(54頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15頁)に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(21頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(22頁)により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
 - 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
 - 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(58頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(59頁)により授与する。
 - (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体協」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
- (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
- (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
- (4) 日体協は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
- (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
- (2) 日体協は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会マーク(図形)
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 5) 競技別シルエット(図形)
 - 6) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(60 頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(63 頁)によるものとする。
 - 1) 大会参加章
 - 2) 記念章
 - 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
 - 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
 - 5) ホームページ
 - 6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
 - 4) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込み。

- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

- (1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式	開会宣言 国旗掲揚 大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚 天皇杯・皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火 選手代表宣誓
-------	---

総合閉会式 成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国体旗引継
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第7項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
(2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
(3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日体協が行う。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日体協会長
副会長	日体協副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育協会会長
顧問	日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ振興審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与

委員長	日体協国民体育大会委員会委員長
副委員長	日体協事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日体協国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育主管課長
委員	日体協国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。
①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク
⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。
①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日体協が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日体協に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参加者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。

- (2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」（76頁）に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

39 国民スポーツ振興事業への協力

- (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（73 頁）に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（73 頁）に基づき、日体協と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日体協及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 11 項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

- 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

(1)本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

(2)本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

(1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。

(2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

昭和 30 年	12 月	4 日	第 1 次改定	平成 17 年	6 月	16 日	第 27 次改定
昭和 32 年	10 月	25 日	第 2 次改定	(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)			
昭和 37 年	3 月	1 日	第 3 次改定	平成 17 年	12 月	22 日	第 28 次改定
昭和 41 年	3 月	29 日	第 4 次改定	(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)			
昭和 48 年	7 月	10 日	第 5 次改定	平成 18 年	3 月	9 日	第 29 次改定
昭和 51 年	6 月	2 日	第 6 次改定	(7 項(5)は第 63 回大会から適用)			
昭和 52 年	7 月	13 日	第 7 次改定	平成 19 年	3 月	7 日	第 30 次改定
昭和 54 年	5 月	9 日	第 8 次改定	平成 19 年	7 月	1 日	第 31 次改定
昭和 55 年	1 月	23 日	第 9 次改定	平成 20 年	12 月	17 日	第 32 次改定
昭和 55 年	9 月	9 日	第 10 次改定	平成 22 年	3 月	17 日	第 33 次改定
昭和 58 年	12 月	7 日	第 11 次改定	(改定内容は第 70 回大会から適用)			
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)				平成 22 年	6 月	18 日	第 34 次改定
昭和 63 年	7 月	13 日	第 12 次改定	平成 22 年	12 月	16 日	第 35 次改定
昭和 63 年	8 月	24 日	第 13 次改定	(39 項は第 69 回本大会から適用)			
平成 元年	8 月	15 日	第 14 次改定	平成 23 年	3 月	25 日	第 36 次改定
平成 5 年	6 月	8 日	第 15 次改定	平成 23 年	4 月	1 日	第 37 次改定
平成 5 年	6 月	29 日	第 16 次改定	平成 23 年	6 月	24 日	第 38 次改定
平成 6 年	5 月	10 日	第 17 次改定	平成 23 年	8 月	25 日	第 39 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)				平成 23 年	12 月	15 日	第 40 次改定
平成 6 年	7 月	5 日	第 18 次改定	平成 24 年	6 月	21 日	第 41 次改定
平成 10 年	6 月	17 日	第 19 次改定	平成 24 年	12 月	20 日	第 42 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)				平成 25 年	3 月	7 日	第 43 次改定
平成 11 年	6 月	16 日	第 20 次改定	平成 25 年	6 月	21 日	第 44 次改定
平成 11 年	9 月	7 日	第 21 次改定	平成 25 年	12 月	12 日	第 45 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)				平成 26 年	3 月	13 日	第 46 次改定
平成 13 年	1 月	6 日	第 22 次改定	平成 27 年	3 月	12 日	第 47 次改定
平成 13 年	3 月	14 日	第 23 次改定	平成 27 年	12 月	10 日	第 48 次改定
平成 14 年	7 月	2 日	第 24 次改定				
平成 15 年	4 月	25 日	第 25 次改定				
平成 15 年	8 月	19 日	第 26 次改定				

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すこととする。

I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

<今後の国民体育大会の目的、性格について>

■「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革2003～」(概要版)

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記Ⅱ-1-(1)及びⅡ-2-(1)に記載の「選定基準」（16頁、18頁）に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技

2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」（21頁）により実施することができる。

- (1) 日体協加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」（21頁）に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. デモンストレーションスポーツ

開催都道府県体育協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（22頁）により実施することができる。

4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

3. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日体協会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（73頁）に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

(附 則)

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年8月29日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ振興を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育(スポーツ)協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ振興のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育(スポーツ)協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本体育協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

5. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日体協が決定する。

6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

〈 附 則 〉

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成23年8月25日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年12月20日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

国民体育大会における実施競技区分の概念図

競技区分	所属	競技形式	会期	成績
[天皇杯・皇后杯 成績対象競技] 正式競技	毎年実施競技	都道府県対抗	大会会期内	天皇杯・皇后杯 成績対象 (但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対)
	隔年実施競技			
	開催地選択競技 ※第74回～第77回 大会は休止			
公開競技	日体協加盟 (準加盟除く) 開催都道府県 体協加盟・認定	中央競技団体の 考え方による	大会会期前・内	天皇杯・皇后杯 成績対象外
デモンストレーションスポーツ		開催県の 考え方による		

[補足]

- ・各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。
- ・高等学校野球競技については、第70回～第77回大会においては「特別競技」とする。

国民体育大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施の主体	日体協、文科省、開催県	当該中央団体	開催県
性格・位置づけ	「今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、我が国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技とする。	正式競技以外の競技とし、国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、実施することができる。	従前実施されていた「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」に準じて実施するものとする。
競技形式	都道府県対抗	当該中央団体の考え方による	当該開催県及び県団体の考え方による
総合成績	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象とする。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。
実施規模等	本大会（37競技）及び冬季大会（3競技）合わせて40競技とする。	当該中央団体と開催県が調整の上、日体協が決定する。 参加人員及び施設基準については、特に定めがない。	当該開催県と県団体が調整の上、日体協が決定する。
競技会会期	(1) 開催県は当該中央団体と調整の上、日体協が決定する。 (2) 実施時期については、大会会期内を原則とする。 (3) 開催県の施設状況等により、競技会の会期内での開催が困難な場合は、会期前に実施することができる。但し、その競技数は3競技程度とする。	(1) 実施時期については、大会開催年度4月1日以降大会会期内までに開催することとし、当該実施中央団体と開催県と調整の上、日体協が決定する。 (2) 競技会の会期は4日間を上限とする。 (3) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。	(1) 実施時期については、大会開催年度4月1日以降大会会期内で開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、日体協が決定する。 (2) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。
会場	開催基準要項第7項第4号による。	開催県内において実施する。	開催県内において実施する。
実施競技・種目	(1) 日体協に加盟している中央団体の競技とする。 (2) 実施競技は次の競技とし、1大会あたり40競技とする。 「毎年実施競技」／「隔年実施競技」／「開催地選択競技」	(1) 日体協に加盟している中央団体の競技とする。（準加盟は対象としない） 但し、当該中央団体は、全国の都道府県体育協会に加盟している支部組織を、24以上有していること。 (2) 正式競技に選定された中央団体の競技・種目は除く。	(1) 開催県体協に加盟又は認定されている県団体の競技とする。
参加者の範囲	ブロック又は都道府県代表者（チーム）とする。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	参加者は開催県内の在住者とする。
予選会	県体協及び県団体の責任の下で予選会を実施し、ブロックまたは都道府県代表者（チーム）を選出する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、当該中央団体の責任の下で実施する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、開催県及び当該県団体の責任の下で実施する。
参加資格	原則として、開催基準要項並びに同細則に基づくものとするが、中央団体が参加資格を別途付加する場合がある。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	当該開催県団体が定めた要項によるものとする。
開催経費の負担	開催県（負担金）、文科省（補助金）、日体協（補助金）	当該中央団体（自己財源）	当該開催県又は県団体等（自己財源）
参加負担金・参加料	開催基準要項に基づき日体協が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該中央団体が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該開催県又は県団体が徴収する。
企業協賛	日体協と開催県で調整のうえ実施する。	当該中央団体は日体協の承認を得て実施することができる。	日体協と開催県で調整のうえ実施する。

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

日本体育協会：日体協 / 国民体育大会委員会：国体委員会 / 文科省 / 文部科学省：文科省 / 中央競技団体：中央団体
 開催都道府県：開催県 / 都道府県体育協会：県体協 / 都道府県競技団体：県団体

国民体育大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストラレーションスポーツ
実施までの手続	(1)「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、当該大会の7年前までに「毎年実施競技」及び「隔年実施競技」が選定される。 (2)日体協、開催県並びに当該中央団体に、実施内容について協議する。 (3)開催県は、開催内定時(5年前)に、実施競技名(「開催地選択競技」)を明記した開催申請書を日体協に提出する。 (4)開催申請書について、国体委員会の審議を経て、文科省と協議する。 (5)日体協理事會にて決定する。	(1)実施中央団体は開催県と実施内容(規模含む)等について、協議する。 (2)開催県において実施態度を決定する。 (3)日体協と開催県は実施競技について協議する。 (4)開催県は、開催内定時(5年前)までに、実施競技名を明記した必要書類等を日体協に提出する。 (5)国体委員会で審議、決定する。	(1)実施希望開催県団体と開催県で協議する。 (2)開催県において実施態度を決定する。 (3)開催決定時(3年前)までに必要書類等を作成し、日体協に提出する。 (4)国体委員会で審議、決定する。
その他	[実施競技の見直し] (1)正式競技を実施する中央団体は、別に定める様式により報告書を日体協に提出しなければならない。 (2)日体協は提出された報告書を精査し、「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、4年ごとに次の区分で見直す。 ・「毎年実施競技」又は「隔年実施競技」として選定する ・正式競技から外れる ※「正式競技」から外れた競技は、「公開競技」として実施することができる。 ※「隔年実施競技」として選定された競技は、「公開競技」として実施することはできない。	[競技会実施の条件] 公開競技を実施するにあたっては、次のことを原則とする。 (1)競技会の準備並びに運営(競技用具の確保、宿舎の手配、参加受付等、その他全般)について、当該中央団体が経費負担を含め主導的に行う。 (2)開催県は、競技会場の貸与について協力するものとする。 (3)参加料、参加者旅費など当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。	

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

日本体育協会：日体協 / 国民体育大会委員会：国体委員会 / 文科省 / 文部科学省：文科省 / 中央競技団体：中央団体
 開催都道府県：開催県 / 都道府県体育協会：県体協 / 都道府県競技団体：県団体

国民体育大会開催基準要項細則

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日体協の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:39頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

- (i) 成年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - [注] i)及びii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iii) ふるさと選手(47頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
 - [注] 49頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
 - (ii) 少年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - iii) 一家転住に係る者(48頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
 - [注] i)からiii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(49頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
 - ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
 - ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
 - ⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (i) 本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(50頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(51頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
 - (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
 - ⑧ 上記のほか、監督については日体協公認スポーツ指導者制度に基づく、当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県
- 選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。
- ただし、日体協が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。
- ① 成年種別
 - 大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。
 - (i) 居住地を示す現住所
 - (ii) 勤務地
 - (iii) ふるさと(47頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
 - [注] 49頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(49頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(51頁)の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(48頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(51頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日体協及び当該競技団体が調査審議の上、日体協がその可否を決定する。

4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41競技)

① 毎年実施競技(37競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、

ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ
[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、
体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、
ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、
フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、
ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、
ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(3) 正式競技及び特別競技の参加人員は 43 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した
全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位
から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を
欠位とする。

2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。

3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	———	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(78頁)

参加得点は10点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(80頁)によるものとする。

6 本則第13項第3号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 要 望 書			
公益財団法人 日本体育協会会長 殿			
文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会]を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。			
年	月	日	都道府県体育協会会長名
			都道府県知事名
			都道府県教育委員会名
			印
			印
			印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日体協及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 申 請 書			
公益財団法人 日本体育協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会]を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。			
年	月	日	都道府県体育協会会長名 印
			都 道 府 県 知 事 名 印
			都道府県教育委員会名 印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日体協及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m²(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与

- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法
- ⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法
- ⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日体協加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

(2) 各競技別実施要項

1) 期日

2) 会場

3) 種別(種目)及び参加人員

4) 競技上の規程及び方法

5) 予選方法

6) 参加資格等

7) 成績採点方法

8) 表彰の方法

9) 参加申込方法

10) 参加上の注意

11) その他

10 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 大会役員
- 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 4) 参加人員一覧表
- 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
- 6) 各競技の日程及び組合せ
- 7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば

- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員
- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

11 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日体協に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日体協が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日体協が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 3-1) ①オ(ア)
 - 3-1) ②ウ“大学を除く”
 - 5-1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 4、7-1(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
 - 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
 - 6-2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
 - 11-1) (国民スポーツ振興事業)

- (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
第 3 項(1)②のエ()書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。
第 4 項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。
同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。
第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。
- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。
第 4 項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。
第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。
第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。
第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。
第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。
第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員

会にて決定)

- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
- 第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。
 - 第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。
- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。
- (34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行する。
- (35) 本細則第 3 項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (37) 本細則第 3 項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改定し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。
- ・「第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - ・「第 10 項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、第 62 回大会より施行する。
- (40) 本細則第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「国体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第 60 回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第 63 回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。
 - ・ バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。
- (41) 本細則第 2 項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第 63 回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、

セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、
フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技

- (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。
- (47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
- (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25 日)、施行する。
- (55) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③-(ii)-iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成 20 年 4 月 25 日改定し、施行する。
- (56) 本細則第 4 項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足 4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。
- (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
- (58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、

- 第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 1 日)より施行する。
- (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
- (60) 本細則第 3 項第 1 号-1)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③及び同 2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (62) 本細則第 4 項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成 21 年 12 月 16 日新設し、第 70 回大会より施行する。
第 2 項及び第 4 項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65 回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。
- (65) 本細則第 4 項(各季大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定(「国民体育大会における実施競技について〈平成 20 年 8 月 27 日制定〉」)し、第 70 回大会より施行する。
- (66) 本細則第 1 項第 1 号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成 22 年 6 月 18 日改定し、第 66 回大会より適用する。
- (67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (68) 本細則第 2 項のサッカー競技施設基準については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (69) 本細則第 4 項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
- (71) 本細則第 3 項第 1 号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第 3 項第 1 号-2)-[注]、本細則第 3 項第 2 号-1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号-1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。
- (72) 本細則第 2 項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (73) 本細則第 4 項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。
- (75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。

- (79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (81) 本細則第 4 項のセーリング競技の実施種目については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (82) 本細則第 2 項の自転車競技施設基準については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (83) 本細則第 4 項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (84) 本細則第 2 項の柔道競技施設基準については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (85) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (86) 本細則第 2 項のトライアスロン競技施設基準については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (87) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 69 回大会及び第 70 回大会より施行する。
- (88) 本細則第 4 項の第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (89) 本細則第 2 項のスキー競技施設基準については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (90) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (91) 本細則第 3 項(1)1)③及び④については、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、第 70 回本大会より施行する。
- (92) 本細則第 5 項第 3 号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015 年 1 月 1 日版)の発効に伴い、平成 27 年 3 月 12 日改定し、施行する。
- (93) 本細則第 4 項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 6 月 11 日改定し、第 72 回大会より施行する。
- (94) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 12 月 10 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (95) 本細則第 6 項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成 27 年 12 月 10 日に新設し、施行する。

国民体育大会施設基準

【国民体育大会冬季大会】

競技	基準	摘要
スキー	ジャンプ台ヒルサイズは80m以上1、 クロスカントリーコース男子15km(周回 でもよい)、 女子5km各1、ジャイアントスラローム コース1又は2	原則として2会場とし、開催地の都合で3会場 に分かれてもよい。 ジャンプ台について、ヒルサイズが80mに満た ない場合は全日本スキー連盟において協議す る。L点角度については、ヒルサイズ85m以上は 31度以上とし、ヒルサイズ85m未満の場合は全 日本スキー連盟において協議する。
スケート	スピードスケートリンク1周400m1、 屋内フィギュアスケートリンク1面	2会場地に分かれてもよい。
アイスホッケー	アイスホッケーリンク3面 (うち屋内2面、豪雪対策用1面)	2会場地以上に分かれてもよい。 開催地で対応できない場合は近接県又はブロッ ク内の施設で行うことができる。

【国民体育大会】

競技	基準	摘要
総合開・閉会式	式典会場は、観覧席が仮設スタンドを含み、約3万 人を収容できる施設 屋外の式典会場の場合は、雨天対策用として体育館1	
陸上競技	日本陸上競技連盟公認の1種競技場1	1周400mのサブトラック1、投てき 練習場1
水泳	日本水泳連盟公認のプール 1. 競泳用50mプール1(隣接して25m補助プール1) 2. 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール1(飛 込用として10mの固定台と3mの飛板を備えてい ること。) 3. 水球用プール1	左記1,2,3は、至近距離にある異な った会場であることが望ましい。
サッカー	規定の競技場芝生7面以上	2会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全3面まで JFA公認人工芝ピッチの使用を可能 とする。
テニス	規定のコート20面	2会場地に分かれる際は24面と する。
ボート	1,000mの5コースを有する水路1、艇庫1(仮設でもよ い。) 回漕用として1コース程度を付設する水路	
ホッケー	規定の競技場2面	
ボクシング	規定のリング2面を設置することができる体育館1 (床面積：縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グロービング室、選手練習場 などの付帯施設	
バレーボール	規定の屋内コート8面	2会場地以上に分かれてもよい。体 育館の天井の高さは10m以上が望 ましいが、7m以上あればよい。
体操	規定の各器具を設置することができる体育館1	2会場地に分かれてもよい。

競 技	基 準	摘 要
バドミントン	規定のコート 8 面を有する体育館 1	2 会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは 12m 以上あればよい。
弓道	規定の弓道場 1、遠的競技場 1(仮設でもよい。)	
ライフル射撃	規定のライフル射撃場(エア・ライフル 26 射座 1、スモールボア・ライフル 24 射座 1、ピストル 18 射座 1、光線銃 13 射座の体育館 1)	2 会場地以上に分かれてもよい。 エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
剣道	規定の競技場 2 面を有する剣道場又は体育館 1	
ラグビーフットボール	規定の競技場 3 面(うち芝生の競技場 2 面)	2 会場地に分かれてもよい。
山岳	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m ² のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施
カヌー	1. カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅 101m 以上を有する 500m 以上のコース 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。) 2. カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。)	2 会場地以上に分かれてもよい。
アーチェリー	70m の射程距離を有する施設 1	
空手道	規定の競技場 4 面を有する空手道場又は体育館 1	
銃剣道	規定の競技場 2 面を有する体育館 1	
クレー射撃	規定の射場トラップ 1 面、スキート 1 面	
なぎなた	規定のコート 2 面を有する体育館又は武道館 1	
ボウリング	JBC 公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 ・1 会場で 40 以上のレーンを有する場合は、競技日数は 5 日間以内とする。 ・1 会場で 34～38 のレーンを有する場合は、競技日数は 6 日間以内とする。 ・2 会場で、それぞれ 32 以下のレーンを有する場合は、競技日数は 5 日間以内とする。	2 会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC 認証ピンであること。
ゴルフ	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた 54ホール(3コース)の施設を有する競技場	2 会場地以上に分かれてもよい。
トライアスロン	規定のコース(スイム 1.5km、バイク 40km、ラン 10km)	スプリントディスタンス(スイム 0.75 km、バイク 20 km、ラン 5 km)でも可能とする。

【特別競技】

競 技	基 準	摘 要
高等学校野球	規定の野球場 3 面	2 会場地に分かれてもよい。

【「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技】

競 技	基 準	摘 要
水泳 (オープンウォーター スイミング)	規定のコース (5 km)	
バレーボール (ビーチバレー)	規定のコート4面、練習コート1面 (男女共有)	2会場に分かれてもよい。 プレイゾーン上空は、ネットの上端 から10m以内に障害物がないこ と。
体操 (トランポリン)	規定のトランポリン器具や安全マットなどが設置で きる体育館1	天井高は10m以上が望ましい。 トランポリン器具周辺の安全マッ トの厚さの基準は20cmとする。

(注) 1. 「規定」とは、各競技団体の定める規定をいう。

※印刷の過程でページが前後したについてお詫び申し上げます。
正しいページの順序は、66、67、66-1、66-2となります。

競 技	基 準	摘 要
バスケットボール	規定の屋内コート 10 面	近接であれば 2 会場地以上に分かれてもよい。
レスリング	規定のマット 4 面を設置することができる体育館 1	2 会場地に分かれてもよい。
セーリング	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1 (2 海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟 (仮設でもよい)	
ウエイトリフティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技会場は下記のいずれかとする。 ① 規定のプラットフォーム 1 面を設置することができる施設 1 ② 規定のプラットフォーム 2 面を設置することができる施設 1 ③ 規定のプラットフォーム 1 面を設置することができる施設 2 ・ ウォーミングアップ場を各施設に 1 (8 セット以上のバーベルとプラットフォーム) ・ 練習会場 1 (10 セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム) 	<p>③ の場合は両施設が近接していることが望ましい。</p> <p>競技日程は、競技会場が①の場合は 5 日間、②あるいは③の場合は 3 日間とする。</p>
ハンドボール	規定の屋内競技場 6 面	2 会場地に分かれてもよい。体育館の天井の高さは 10m 以上が望ましいが、7m 以上あればよい。
自転車	規定の競技場 1、 規定のロードレースコース (1 周の周長が少なくとも 10 km 以上であり、10~15 km を原則とする周回ロードコース)	
ソフトテニス	規定のコート 16 面	2 会場地に分かれてもよい。
卓球	規定のコート 12 面 (予備コート 2 面を含む) を設置することができる体育館 1	2 会場地に分離して開催する場合は、各体育館に規定のコート 8 面を設置する。
軟式野球	規定の野球場 5 面	2 会場地以上に分かれていてもよい。 2 会場地以上に分かれる場合は 6 面とする。
相撲	規定の競技場 1	
馬術	障害馬術競技場 1 面 70m×50m (楕円形でも可)、別途 ダービーコースを隣接する。 障害練習場 2 面 (うち 1 面は競技場隣接) 馬場馬術競技場 1 面 90m×50m 馬場馬術練習場 2 面 (うち 1 面は隣接) 厩舎 227 馬房 (1 馬房 3m×3m) 隔離厩舎 2 馬房 (1 馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎 47 名収容 (各県 1 名男女別)	各施設は仮設並びにリースでもよい。
フェンシング	規定のピスト 8 面を設置することができる体育館 1	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
柔道	規定の競技場 3 面を有する柔道場又は体育館 1 試合会場に隣接した練習場 1 (150 畳程度)	試合場は原則として床面に直接畳を設置する。ただし、床面が固く、弾力が無い場合はかさ上げをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
ソフトボール	規定の競技場 8 面	2 会場地以上に分かれてもよい。

国民体育大会実施競技及び参加人員

[国民体育大会冬季大会]

競技	種別・種目	参加人員					合計	備考
		内訳			小計			
		監督	選手	県数	監督	選手		
スキー	成年男子	3	40 以内	47	1県	75 以内	1,660 以内	1,660名を超えるときは全日本スキー連盟が調整する。
	成年女子		32 以内					
	少年男子							
	少年女子							
スケート	成年男子	12 以内	30 以内	47	1県	66 以内	858 以内	858名を超えるときは日本スケート連盟が調整する。
	成年女子		24 以内					
	少年男子							
	少年女子							
アイスホッケー	成年男子	1	16	26	26	416	663	
	少年男子	1	16	13	13	208		
合計(名)							3,181	

[国民体育大会]

競技	種別・種目	参加人員					合計	備考	
		内訳			小計				
		監督	選手	県数	監督	選手			
陸上競技	成年男子	2	29 以内 (男子19名以内、 女子19名以内)	47	1,457 以内	1,457 以内	監督、選手の兼任は1名とし、その場合は参加選手を30名とすることができる。		
	少年男子								
	成年女子								
	少年女子								
水泳	競泳	2	42 以内 (男子24名以内、 女子23名以内)	47	1,224 以内	1,584 以内	競泳と飛込の選手数は、予備エントリー人数に基づき日本水泳連盟が調整する。 成年選手は監督を兼任することができる。		
								成年女子	
								少年男子	
								少年女子	
	飛込	1	4	47	108 以内				
						成年男子			
						成年女子			
少年男子									
少年女子									
水球	少年男子	1	11	16	16	176			
シンクロナイズドスイミング	少年女子	1	2	20	20	40			
サッカー	成年男子	1	15	16	16	240	920	成年男子及び女子の監督は選手を兼ねることができる。	
	女子	1	15	16	16	240			
	少年男子	1	16	24	24	384			
テニス	成年男子	2	2	32	94	64	410	監督は参加申込みの際に担当種別を入力しなければならない。 選手と監督の兼任はできない。	
	成年女子		2	32		64			
	少年男子		2	47		94			
	少年女子		2	47		94			
ボート	成年男子	1~6	舵手つきフォア	6	20	142	234	各都道府県の監督数は、ブロック大会の結果により、網掛けをした種目に参加する数と同数とする(1~6名)。 選手と監督の兼任はできない。	
			ダブルスカル	2	47				
			シングルスカル	1	20				
	成年女子		舵手つきクォドルプル	6	20		170		
			ダブルスカル	2	15				
			シングルスカル	1	20				
	少年男子		舵手つきクォドルプル	6	20		180		
			ダブルスカル	2	20				
			シングルスカル	1	20				
	少年女子		舵手つきクォドルプル	6	20		170		
ダブルスカル		2	15						
シングルスカル		1	20						
ホッケー	成年男子	1	13	10	10	130	560	成年男子・成年女子の監督は選手を兼ねることができる。	
	成年女子	1	13	10	10	130			
	少年男子	1	13	10	10	130			
	少年女子	1	13	10	10	130			
ボクシング	成年男子	1	5	24	24	120	311	開催県の少年男子のセカンドは、成年男子の監督が兼ねる。 上記を除き、監督とセカンド、監督と選手、セカンドと選手の兼任はできない。	
	少年男子	1	1 (セカンド)	5	24	24			23 (セカンド)
バレーボール	成年男子	1	12	16	16	192	1,040	選手と監督の兼任はできない。	
	成年女子	1	12	16	16	192			
	少年男子	1	12	24	24	288			
	少年女子	1	12	24	24	288			
体操	競技	成年男子	1	5	13	13	65	654	成年選手は監督を兼任することができる。
		成年女子	1	5	10	10	50		
		少年男子	1	5	29	29	145		
		少年女子	1	5	29	29	145		
	新体操	1	5	28	28	140			
バスケットボール	成年男子	1	12	12	12	144	1,032	選手と監督の兼任はできない。 ただし、成年種別のうち当該大会における規定の選手数が11名の種別に限り兼任を認める。	
	成年女子	1	12	12	12	144			
	少年男子	1	12	12	12	144			
	少年女子	1	11	47	47	517			

競技	種別・種目		参加人員					合計	備考		
			内訳			小計					
			監督	選手	県数	監督	選手				
レスリング	成年男子	フリースタイル グレコローマンスタイル	1	6	47	47	282	705	選手と監督の兼任はできない。成年男子と少年男子との監督は兼任できない。		
	少年男子	フリースタイル グレコローマンスタイル	1	7	47	47	329				
セーリング	成年男子	470級	1	2	47	703 以内	703 以内	703 以内	予備エントリーの参加人数が703名を超えるときは日本セーリング連盟が調整する。成年種別は選手が監督を兼任することができる。		
		レーザー級		1							
		国体ウインドサーフィン級		1							
	成年女子	セーリングスピリッツ級	2								
		レーザーラジアル級	1								
		国体ウインドサーフィン級	1								
少年男子	420級	1	2								
	レーザーラジアル級		1								
	420級		2								
少年女子	レーザーラジアル級	1	1								
	420級		2								
	レーザーラジアル級		1								
ウエイトリフティング	成年男子	1	2	47	47	94	351	成年男子選手数はブロック大会の結果による。選手と監督の兼任はできない。			
	少年男子		0~2	47		69					
ハンドボール	成年男子	1	12	19	19	228	910	成年選手は、同種別の監督を兼任することができる。			
	成年女子	1	12	16	16	192					
	少年男子	1	12	16	16	192					
	少年女子	1	12	19	19	228					
自転車	ロード・レース トラック・レース	成年男子	1	5 (4)	47	47	423	517	選手は1都道府県9名以内。成年選手は監督を兼任することができる。		
		少年男子	1	4 (5)		47					
ソフトテニス	成年男子	1	5	47	47	235	648	選手と監督の兼任はできない。			
	成年女子	1	5	21	21	105					
	少年男子	1	5	24	24	120					
	少年女子	1	5	16	16	80					
卓球	成年男子	1	3	20	20	60	460	成年男子及び成年女子の監督は、選手を兼ねることができる。			
	成年女子	1	3	47	47	141					
	少年男子	1	3	32	32	96					
	少年女子	1	3	16	16	48					
軟式野球	成年男子	1	15	32	32	480	512	監督は選手として登録した場合、出場することができる。			
相撲	成年男子	1	3	47	47	141	470	選手と監督の兼任はできない。			
	少年男子	1	5	47	47	235					
馬術	成年男子	1	1 (ホースマネージャー)	84 (総数)	47	47	84	339	監督及びホースマネージャーは選手を兼ねることができる。		
	成年女子			67 (総数)		67					
	少年			94 (総数)		94					
フェンシング	成年男子	1	3	47	47	141	339	成年男女の監督は選手を兼ねる。			
	成年女子					3			18	54	
	少年男子					1			3	18	54
	少年女子					1			3	18	54
柔道	成年男子	1	5	47	47	235	526	成年選手は監督を兼任することができる。			
	成年女子	1	3	16	16	48					
	少年男子	1	5	18	18	90					
	少年女子	1	3	18	18	54					
ソフトボール	成年男子	1	12	13	13	156	715	監督が選手を兼ねるときは、選手登録をしなければならない。			
	成年女子	1	13	13	13	169					
	少年男子	1	13	13	13	169					
	少年女子	1	13	13	13	169					
バドミントン	成年男子	1	3	16	16	48	444	成年選手は監督を兼任することができる。			
	成年女子	1	3	47	47	141					
	少年男子	1	3	32	32	96					
	少年女子	1	3	16	16	48					
弓道	成年男子	1~2	3	24	56	72	314	選手と監督の兼任はできない。監督配置数は別に定める方法により参加都道府県へ配分する。			
	成年女子			3		24			72		
	少年男子			3		19			57		
	少年女子			3		19			57		
ライフル射撃	成年男子	50m3×40M	1	1	47	22	428	選手と監督の兼任はできない。			
		50mP60M(K20M)		1		29					
		10mS60M(P60M)		1		47					
		10mAP60M		1		16					
		CP60M(30M)		1		47					
	成年女子	50m3×20W(P60W)		1		22			22		
		10mS40W(P40W)		1		29			29		
		10mAP40W		1		16			16		
		10mS60JM		1		30			30		
	少年男子	BRS60JM(30JM)		1		22			22		
		BP40JM		1		16			16		
		10mS40JW		1		47			47		
少年女子	BRS40JW(20JW)	1	22	22							
	BP40JW	1	16	16							

競技	種別・種目		参加人員						合計	備考									
			内訳			小計													
			監督	選手	県数	監督	選手												
剣道	成年男子		5			47			235		475	成年男子及び成年女子の監督は選手が兼ねる。少年男子及び少年女子の参加都道府県が重複する場合は、監督を1名とする。							
	成年女子		3			16			48										
	少年男子		1	5	16	16	80												
	少年女子		1	5	16	16	80												
ラグビーフットボール	成年男子		1	10	16	16	160			536	成年男子は監督が選手を兼ねることができる。								
	少年男子		1	23	15	15	345												
山岳	成年男子		1	2	47	47	94			309	選手と監督の兼任はできない。								
	成年女子		1	2	18	18	36												
	少年男子		1	2	20	20	40												
	少年女子		1	2	18	18	36												
カヌー	SP	成年男子	K-1	1	25	1	47	25	453		SP:カヌースプリント SL:カヌースラローム WW:カヌーワイルドウォーター K:カヤック C:カナディアン 出場は1人1種目とする。 成年選手は監督を兼任することができる。 カヌースラローム種目とカヌーワイルドウォーター種目は少年種別年齢域の選手も参加できる。								
			C-1	1	25			25											
		成年女子	K-1	1	20			20											
		少年男子	K-1	1	30			30											
			K-2	2	12			24											
			K-4	4	12			48											
	少年女子	C-1	1	27	27														
		C-2	2	14	28														
	SL・WW	成年男子	SL K-1	1	25	1	47	25											
			WW K-1	1	20			20											
		成年女子	SL K-1	1	20			20											
			WW K-1	1	18			18											
アーチェリー	成年男子		1~2			3		24		52		280		監督は52名以内(1県2名以内)とし、全日本アーチェリー連盟が調整する。 選手と監督の兼任はできない。					
	成年女子															3		24	
	少年男子															3		14	
	少年女子															3		14	
空手道	成年男子	組手(個人、団体)	1			3		47		47		414 以内		選手と監督の兼任はできない。					
		形														1	31以内	172 以内	
	成年女子	組手(個人、団体)														1	47	78 以内	
		形														1	31以内	78 以内	
	少年男子	組手(個人、団体)														1	47	78 以内	
		形														1	31以内	78 以内	
少年女子	組手(個人、団体)	1	47	78 以内															
	形	1	31以内	78 以内															
銃剣道	成年男子		3			47			141		193	成年男子は選手が監督を兼任する。							
	少年男子		1	3	13	13	39												
クレール射撃	トラップ		3			47			141		237	選手のうち1名が監督を兼ねる。							
	スキート		3			32			96										
なぎなた	成年女子		1			3		47		47		314		選手と監督の兼任はできない。 各種別の選手編成は1チーム3名とする。ただし、少年女子において演技選手のみ場合は、1チーム2名とする。					
	少年女子	演技・試合														3	32	96	
		演技のみ														2	15	30	
ボウリング	成年男子		1	4	28	28	112			401	成年選手は同種別の監督を兼任することができる。								
	成年女子		1	4	24	24	96												
	少年男子		1	2	24	24	48												
	少年女子		1	2	23	23	46												
ゴルフ	成年男子		1			3		47		47		441		選手と監督の兼任はできない。 女子選手3名の内、1名以上は少年種別年齢域の選手とする。					
	女子															3	47	141	
	少年男子															1	3	28	28
トライアスロン	成年男子		1	2	47	47	94			282	少年種別を設定・導入する場合は、参加人員合計282名の範囲内で、競技会実施年の5年前までに決定する。								
	成年女子		1	2	47	47	94												
合計(名)								21,580											

【特別競技】

競技	種別・種目		参加人員						合計	備考	
			内訳			小計					
			責任教師	監督	選手	県数	責任教師	監督			選手
高等学校野球	硬式		1	1	16	12	12	12	192	376	
	軟式		1	1	14	10	10	10	140		

1. 本表における県数等は、第70回大会の実施要項に基づき作成している。
2. 本細則第2項に示された施設基準内で実施でき、かつ競技運営に支障がなければ、各種別の監督、選手、県数を各競技実施要項作成時に調整することができる。ただし、団体競技の県数は、本表における種別合計県数を上回ることはできない。
3. 一部の競技においては、種別又は種目ごとの出場県数がローテーション等により毎年異なる場合がある。

4. 以下の競技については、「備考」欄記載の大会から以下のとおり改定する。

競技	種別・種目	参加人員					合計	備考
		内訳			小計			
		監督	選手	県数	監督	選手		
バスケットボール	成年男子	1	12	16	16	192	1,024 第74回大会から改定。 成年種別の選手数は隔年で11名と12名を入れ替える。	
	成年女子	1	11	16	16	176		
	少年男子	1	12	24	24	288		
	少年女子	1	12	24	24	288		
柔道	成年男子	1	5	18	18	90	522 第72回大会から改定。 成年男子、少年男子、女子の選手数は3年ローテーションで入れ替える。	
	少年男子	1	5	47	47	235		
	女子	(成年)	1	2(1)	22	22		110
		(少年)	1	3(4)				

【「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技】

<第71回大会(岩手県)>

競技	種別・種目	参加人員					合計	備考	
		内訳			小計				
		監督	選手	県数	監督	選手			
水泳	オープンウォータースイミング	1	男子 1	47	47	47	141	選手と監督の兼任はできない。	
	女子 1		47	47					
ボクシング	成年女子	1	1	16	16	16	32	選手と監督の兼任はできない。	
レスリング	女子	フリースタイル	(1)	1	47	(47)	47	47	監督は成年男子と共通。選手と監督の兼任はできない。
ウエイトリフティング	女子		(1)	32 (1県2名以下)	(32)	32	32	32	監督は男子種別と共通。選手と監督の兼任はできない。
自転車	トラック・レース	女子	(1)	2	47	(47)	94	94	監督は男子種別と共通。成年選手は監督を兼任することができる。
ラグビーフットボール	7人制	女子	1	10	10	10	100	110	成年選手は監督を兼任することができる。

<第72回大会(愛媛県)>

水泳	オープンウォータースイミング	男子 1	1	47	47	47	141	選手と監督の兼任はできない。	
		女子 1	1	47		47			
ボクシング	成年女子	1	1	16	16	16	32	選手と監督の兼任はできない。	
バレーボール	ビーチバレー	男子	1	2	16	16	32	96	選手と監督の兼任はできない。
		女子	1	2	16	16	32		
レスリング	女子	フリースタイル	(1)	1	47	(47)	47	47	監督は成年男子と共通。選手と監督の兼任はできない。
ウエイトリフティング	女子		(1)	32 (1県2名以下)	(32)	32	32	32	監督は男子種別と共通。選手と監督の兼任はできない。
自転車	トラック・レース	女子	(1)	2	47	(47)	94	94	監督は男子種別と共通。成年選手は監督を兼任することができる。
ラグビーフットボール	7人制	女子	1	10	10	10	100	110	成年選手は監督を兼任することができる。

※監督の()は、成年男子または男子種別の監督と共通の人数とする。

文化プログラム実施基準

1. 主催者

主催者は開催基準要項第7項第5号に定めるほか、個別のプログラムにおいては、目的に沿う範囲内で、宗教団体、政治団体を除く次の各号に該当するものを加えることができる。

- (1) 開催地都道府県（以下「開催県」という。）の市区町村
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、開催県実行委員会が上記各号に準ずると認めるもの

2. 主管及び運営

- (1) 開催県実行委員会により設置された、文化プログラムを企画・推進する専門委員会等が主管し、運営する。
- (2) 個別のプログラムについては、事業内容に応じて、主催者及び主催者より委託を受けた者が主管し、運営する。

3. 会場

原則として、開催県内とする。

4. 時期及び期間

原則として、大会開催当該年度（4月1日から翌年3月31日）とし、個別のプログラムについては、それぞれの主催者が定めることとする。

5. 実施プログラム

- (1) プログラムの内容については、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとしたものとし、開催県における国民体育大会（以下「国体」という。）開催の気運醸成や、国体の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする。
- (2) プログラムについては、開催県実行委員会が特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会と協議のうえ選定・立案し、本大会については開催年の3月末日まで、冬季大会については、開催前年の8月末日までに、日本体育協会国民体育大会委員会に申請し、承認を得ることを原則とする。

6. 開催経費

事業実施に係わる経費については、原則として開催県の負担とするが、個別のプログラムに係る経費については、本基準第1項により主催者に加えた者の負担とする。

7. その他

本基準に定めない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、主催者間で協議することとする。

- <附則>
1. 本基準は平成18年3月9日に制定し、第63回大会より適用する。
 2. 本基準は平成22年8月24日に改訂し、第66回大会より適用する。